



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL (0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

新年のご挨拶



一般社団法人
鳥取県労働基準協会
会長 竹中 由紀夫

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

一般社団法人としての基盤づくりの年であった昨年は、会員各位のご協力はもとより、行政当局のご指導により、所期の業務を順調に推進することができましたことに感謝申し上げます。

他方、消費税率のアップ、大規模な自然災害の発生、総選挙の実施等激動の年でもありましたが、今年は、全ての者が安全に・安心して過ごせる堅調な社会経済状況を期待したいものであります。

その一端を担う企業としても、さらなる少子高齢化の進行や技術革新等に対応するためには、人材の確保と育成が重要な課題になるものと思われれます。

また、企業の責務としての「安全衛生配慮義務」は、職場の機械・設備に潜む生命身体への「直接的な危険からの安全」が中心でしたが、近年は、「うつ」に代表されるように、精神衛生面への配慮が求められるなど広がりを見せているところです。

これらの課題に対応するためには、的確な労務管理、安全衛生管理が不可欠であり、人間尊重・法令遵守の下、新たな社会経済状況に耐えうる管理体制を構築することが必要です。このことが、個々の企業、ひいては我が国経済の持続的な成長を支える上で重要になってくるものと考えます。

当協会におきましては、今年も社会の変化、要請に応じた各種事業を積極的に展開してまいりますので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この一年が、皆様と会員事業場にとって良い年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



謹んで新春のご祝詩を申し上げます
 2015年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会
 会長 竹中 由紀夫
 副会長 永東 康文、副会長 井木 久博
 専務理事 村澤 幸二、ほか 職員一同



鳥取労働局
局長 河野 純伴

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに東・西・中部の各支部の皆様方には、健やかに明るい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、竹中会長をはじめ役職員並びに会員事業場の皆様には、平素から労働行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢は、昨年5月には16年3ヵ月振りに有効求人倍率が1.0倍を超えたものの、8月以降は足踏み状態で横這いの動きとなっております。

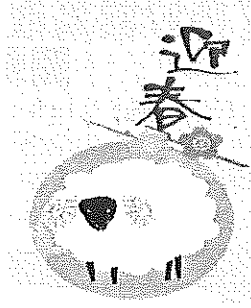
こうした状況の中にあっても、労働者の労働条件の確保・改善や安全と健康の確保など、職場環境の整備を図る必要があります。また、本格的な人口減少社会を迎え、女性の活躍推進、仕事と子育ての両立支援など、社会の活力を維持・向上させていくため、労働行政の課題は今まで以上に増えています。

厚生労働省では、これまでに労働安全衛生法やパートタイム労働法の一部改正を行ったところであります。

鳥取労働局では、その周知を図りながら円滑な行政運営に当たっていくこととしております。

貴会におかれましては、これまでも労働基準行政の推進について重要な役割を担っていただいているところでありますが、今後においてもより一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



本年もよろしくお願い申し上げます
 平成27年 元旦

◆鳥取労働局
 局長 河野 純伴、総務部長 久野 克人
 労働基準部長 北代 昌巳、監督課長 直野 泰知
 健康安全課長 木村 靖、賃金室長 西山 豊美
 労災補償課長 藤原 幹大、雇用均等室長 室谷 留美

11・7キックオフ「ゼロ災55」無災害運動 ～労働局長による安全パトロールを実施～

死亡災害が多発する年末に集中的な取組とするために、平成26年度から1ヵ月前倒し、去る11月7日(金)から12月31日(水)までの55日間、『「ゼロ災55」無災害運動』を展開しました。

その初日の11月7日(金)10時から鳥取市気高町地内の建設工事現場において、鳥取労働局の河野純伴局長をはじめ、同局幹部並びに「鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議」のメンバー11名(イレブン)でキックオフ安全パトロールを実施しました。



パトロール冒頭に挨拶する河野局長(中央)

パトロールでは、冒頭、河野局長が「トンネル工事は閉鎖的な環境の中で、粉じんや騒音問題など特有な疾病も心配されるので、防じんマスク、耳栓の着用に加えて、今後、季節は寒くなり防寒着を着込んでの作業は動作も緩慢になって、労働災害が発生するリスクが高まるので、万全の体調で注意力を怠らないようにして、安全な作業に心掛けていただきたい」と挨拶の中で呼びかけました。

工事施工者から工事概要及び当日の作業内容の説明を受けた後、工事現場の安全パトロールを行いました。

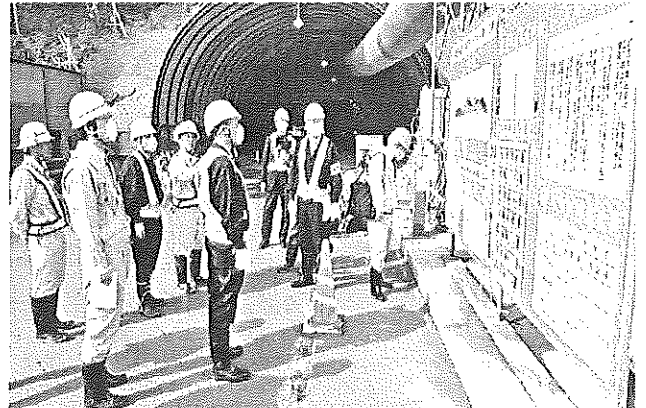
【現場の概要】

○工事名；気高青谷トンネル第1工事

○施工者；アイサワ工業(株)(岡山市)

○工 期；平成26年2月13日～平成28年7月31日

この工事現場では、特に、安全作業の「見える化」活動に取り組んでおり、パトロールでもその内容を確認しま



した。講評においては、国土交通省、鳥取県、建設業労働災害防止協会鳥取県支部のパトロールメンバーからも高く評価されました。鳥取労働局の木村靖健康安全課長が総括講評を行った後、最後に、北代昌巳労働基準部長が引き続き工事現場の徹底した安全管理と災害ゼロをお願いして、パトロールを終了しました。

鳥取県内では、平成25年には、死亡労働災害が5件発生し、そのうちの3件(11月に2件、12月に1件)が建設業で発生しました。

また、平成26年は、10月8日に林業現場において、林内作業車で木材を運搬中に林道から転落して作業者が死亡する災害が、さらに12月3日には建設業で、建設重機をトレーラーに積み込む作業中に、重機がトレーラーの荷台から転落して作業者が重機の下敷きとなって死亡する災害が発生したことから、鳥取労働局では工事発注機関等に対し、同種災害の再発防止のため、緊急に再点検を実施するよう要請しました。

事業者の皆様方には、重篤な災害につながる高所からの墜落・転落災害、機械等との接触・巻き込まれ災害や建設機械の転倒等による災害を防止するため、事前に作業計画を樹立し、徹底した安全管理対策を講じてから作業を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

点施策のポイントについて挨拶の中で触れ、続いて議事に入り、事務局の久野克人総務部長から本年度上半期の最重点施策4つ(①雇用機会の確保と求人・求職のマッチングの推進、②若者の雇用対策の推進、③労働災害防止対策の推進、④女性の活躍推進)の取組状況の報告と今後の取組方針についての詳細な説明がありました。

本審議会に出席した公益・労働者側・使用者側の各委員からは、労働災害防止対策、女性の活躍推進(ポジティブ・アクションの取組)や若者の雇用対策などについて、多くの意見・要望が出され、それらの意見・要望については、下半期の取組に反映していただきたいと、小林会長からの発言をもって本審議会を終了しました。



説明する久野部長

「第27回鳥取地方労働審議会」 開催される

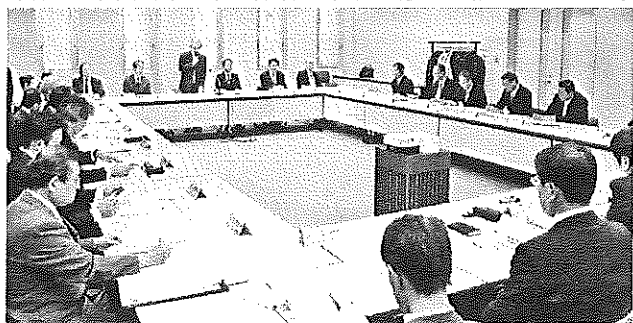
平成26年11月19日(水)に鳥取労働局庁舎4F大会議室において、第27回鳥取地方労働審議会(会長 小林一)が開催され、鳥取労働局の平成26年度上半期行政運営状況について審議が行われました。



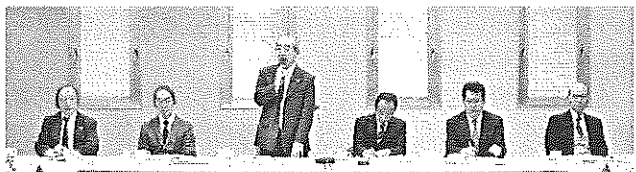
冒頭、河野純伴鳥取労働局長が雇用情勢や本年度の重

平成26年度 「鳥取県産業保健協議会」を開催

平成26年11月13日(木)に鳥取県医師会館において、県内の労働衛生に関与する機関、団体の関係者を招集し、平成26年度「鳥取県産業保健協議会」が開催されました。



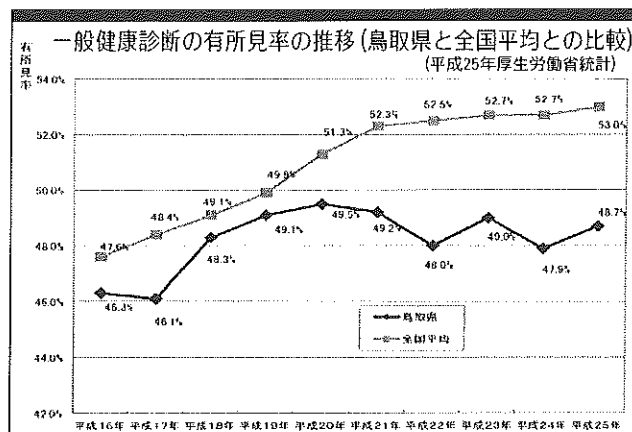
本協議会には、当協会から村澤幸二専務理事が出席しました。冒頭、「一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者は全国平均では53%占め、県内においては全国平均を下回っているとは言え、その割合は約49%であり、職場での健康リスクが少なからず影響しているものと言える。また、労働安全衛生法の一部改正は、化学物質による健康障害や精神障害等を原因とする労災認定件数の増加などの最近の社会情勢を反映しつつ、労働者の健康確保対策を一層充実させる内容となっている。近年、産業保健事業が益々重要となる中で、関係各位が連携して施策を推進するとともに、各機関からの報告・発表や意見交換が行われることは非常に意味深く、活発な協議となることを期待する。」と鳥取労働局の河野純伴局長並びに公益社団法人鳥取県医師会の魚谷純会長からそれぞれ挨拶がありました。



左から鳥取県医師会の渡辺憲副会長、黒沢教授、挨拶をする魚谷会長、河野局長、同局の北代昌巳労働基準部長、鳥取産業保健総合支援センターの川崎寛中所长

議事に入り、同医師会の吉田真人常任理事から「医師会における産業保健活動」について報告が、また、鳥取産業保健総合支援センターの西尾克美副所長から「産業保健事業の運営状況等」について報告があり、続いて、「産業保健における健康診断の役割」について、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課の担当者から「鳥取県における健康診断受診率向上への取組」、鳥取労働局労働基準部の木村靖健康安全課長から「職場での健康診断実施状況とその事後措置」、鳥取大学医学部の黒沢洋一教授から「職場における健康診断の役割と産業医の関わり方」と題してそれぞれ発表があり、その後、鳥取県から「職場の健康づくりの推進について」、鳥取労働局から「労働衛生行政の現状等について」と「労災補償の現状等について」それぞれ説明がありました。

意見交換では、特に平成26年4月から新しい支援体制がスタートした産業保健活動総合支援事業である産業保健スタッフ向けサービスを行う「鳥取産業保健総合支援センター」と小規模事業場向けサービスを行う地域窓口



の「東・中・西部地域産業保健センター」の利用促進について議論がなされ、働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートをするセンターの活用について、幅広く関係事業場への呼び掛けが必要であることが挙げられました。また、改正労働安全衛生法の中の「ストレスチェック制度の創設」については、平成27年12月1日施行予定であり、検査の実施者や検査項目の詳細について、今後省令で定められることとなりますが、その運用等については様々な意見が出されるなど、予定の時刻を超えて活発な意見交換が行われて本協議会を終了しました。

【産業保健活動総合支援事業のサービス内容】

鳥取産業保健総合支援センター

〒680-0846 鳥取市扇町115-1鳥取駅前第一生命ビル6F
☎0857-25-3431・FAX 0857-25-3432
ホームページ <http://www.tottori-sanpo.jp/>

○産業医、保健師・看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施。

- ・産業保健関係者に対する専門的研修
- ・産業保健関係者からの専門的相談対応
- ・メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ・産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ・事業主・労働者に対する啓発セミナー

東部地域産業保健センター

〒680-0845 鳥取市富安1丁目75 鳥取県東部医師会館内
☎0857-29-2255・FAX 0857-22-2754

中部地域産業保健センター

〒682-0871 倉吉市旭田町18 鳥取県中部医師会館内
☎0858-23-2651・FAX 0858-23-2651

西部地域産業保健センター

〒683-0824 米子市久米町136 鳥取県西部医師会館内
☎0859-22-3570・FAX 0859-34-6252

○労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供。

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理に係る相談
- ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導
- ・個別訪問による産業保健指導の実施

★ 上記の提供されるサービスは、すべて無料ですので、関係事業場の皆様方、是非とも気軽にご利用ください。

「メンタルヘルス推進担当者養成セミナー」と化学物質の取扱に係る「リスクアセスメント担当者養成セミナー」を開催

平成26年12月3日(水)に鳥取労働局庁舎4F大会議室、同月12日(金)に米子食品会館別館2階プラザホールにおいて「メンタルヘルス推進担当者養成セミナー」が2会場で合計約60名を集め、また、同月16日(火)に鳥取労働局庁舎4F大会議室、同月18日(木)に倉吉地方合同庁舎4階第一会議室、同月19日(金)に米子食品会館別館2階プラザホールにおいて化学物質の取扱に係る「リスクアセスメント担当者養成セミナー」が3会場で合計約60名を集めて、それぞれ開催されました。



26.12.12米子食品会館

「メンタルヘルス推進担当者養成セミナー」では、「メンタルヘルスの現状と対応」と題して、メンタルヘルス対策への取組状況や労働安全衛生法の改正概要(ストレスチェック制度の位置付けなど)について、鳥取労働局労働基準部健康安全課の山田正道主任労働衛生専門官から説明があり、続いて、「職場のメンタルヘルス活動について～推進担当者の役割～」と題して、メンタルヘルス問題が及ぼす経営リスクと対策、職業性ストレス簡易調査や取組事例などについて、鳥取産業保健総合支援センターの芦村浩産業保健相談員から説明がありました。

また、「リスクアセスメント担当者養成セミナー」では、「挨拶と趣旨説明」について、鳥取労働局労働基準部健康安全課の片山竜次産業安全専門官から、続いて、「安全データシート(SDS)の読み方の基礎、化学物質のリスクアセスメントの手法(基本編)や演習など」について、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部の米田明真支部長から説明が行われ、それぞれのセミナーの出席者は、事業場内メンタルヘルス推進担当者の役割や化学物質の取扱に係るリスクアセスメントの手法などについて理解を深めました。

「特配休暇をテーマとするセミナー(特配セミナー)」の開催について ～お知らせ～

標記セミナーは、「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」を国から受託し、その事業の一部である「特配セミナー」として(公社)全国労働基準関係団体連合会鳥取県支部((一社)鳥取県労働基準協会)が実施するものです。

講演の概要については、

- ① 仕事と生活を調和させ、労働者の疲労を回復させ健康を増進する事が少子・高齢化の下での社会経済の活性を維持するために重要であること。
- ② 特に配慮を必要とする休暇制度を普及することは、前記に資するものであること。

等について、セミナー参加者が理解を深めることにより、特配休暇制度の普及・促進に資する内容で、基調講演及び導入事例の紹介など30分程度です。

医療機関のための「労務管理セミナー」を開催

平成26年12月4日(木)、さざんか会館(鳥取市)において、医療従事者の勤務環境の改善を図ることを目的として、鳥取県内の病院・診療所の労務管理担当者を対象とした医療機関のための「労務管理セミナー」が関係者約80名集めて、開催されました。



本セミナーでは、主催者を代表して、医療従事者の「雇用の質」の向上のための企画委員会の委員長である鳥取労働局の北代昌巳労働基準部長の挨拶の後、医療分野の勤務環境改善に向けた取組について、「①改正医療法について」と題して、鳥取労働局労働基準部の直野泰知監督課長から、また、「②今までの取組について」と題して、鳥取県看護協会の森本靖子専務理事から、「③事例発表～看護職のワーク・ライフ・バランス推進ワークショップ事業に参加して一夜勤交代制勤務の改善について～」と題して、鳥取県済生会境港総合病院の山崎みゆき看護部長から、それぞれ講演が行われました。



改正医療法等について説明する直野監督課長

その後、「医療労務管理の課題と対処法のポイント」について、鳥取県社会保険労務士会の長谷川誠医療労務管理アドバイザーから、「医療勤務環境改善マネジメントシステム」について、福竹智彦医療労務管理アドバイザーから、それぞれ説明が行われました。

鳥取県医療労務管理相談コーナー(平成26年度厚生労働省鳥取労働局委託事業)では、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、労務管理全般にわたる支援を行っていますので、ご活用ください。

【鳥取県医療労務管理相談コーナー】

- 開 所 日 原則：月曜日～金曜日
- 相談時間 午前9時から午後5時まで
- 相談場所 鳥取県社会保険労務士会事務局内
「医療労務管理相談コーナー」
(鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階)
- 電話番号 0857-30-5307

「特配セミナー」の開催日

(一社)鳥取県労働基準協会の各支部が実施する「労務管理講習会」等の日程の中で開催しますので、受講を希望される方は、鳥取県労働基準協会各支部へ受講申込みをお願いします。

開催	日 時	場 所
東部支部	2月6日(金) 13:30～16:30	鳥取県労働基準協会会館 2F (鳥取市若葉台南1-17)
西部支部	2月12日(木) 13:20～17:00	米子食品会館 (米子市旗ヶ崎2030)
中部支部	2月13日(金) 13:30～16:50	倉吉交流プラザ第一研修室 (倉吉市駄経寺町187-1)

次世代育成支援対策推進法が改正されます!!

改正次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)は、企業のみならず・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

平成27年3月31日までの一般事業主行動計画を作成している場合、引き続き行動計画の策定をお願いします。

行動計画策定指針の改正

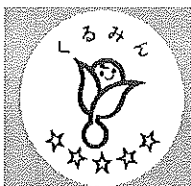
一般事業主行動計画策定の際によりどころとなる「行動計画策定指針」は、今回の法改正やくるみ認定基準の改正・創設等を受けて改正されます。

平成27年4月1日以降は、新しい行動計画策定指針に則った行動計画の策定が望まれます。

改正くるみ認定・プラチナくるみ認定

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。これまでの認定制度は、くるみの認定のみでしたが、平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみ(特例)が始まります。

今回、平成27年4月1日の改正法施行に向け、くるみ認定基準を見直すとともに、プラチナくるみ認定基準を創設しました。



改正くるみ

男性の育児休業取得に係る基準について、中小企業の特例を拡充するなどしています。



プラチナくるみ

くるみ認定を受けたことのある企業のみなが申請・取得できます。

《くるみ認定基準の経過措置》

改正くるみ認定基準は、平成27年4月1日から適用されます。

なお、平成27年3月31日までに行動計画期間が終わる事業主が平成27年4月1日以降に認定申請する場合は

改正前認定基準で、また、平成27年4月1日をまたぐ行動計画の場合は、改正前・後のいずれかの認定基準を選択できます。

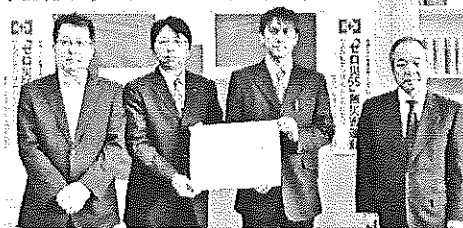
くるみ認定、次世代法・行動計画に関するお問合せは、鳥取労働局雇用均等室(☎0857-29-1709)まで。

大和建設(株)・やまこう建設(株)JVの工事現場に「建設事業無災害表彰」を贈呈

「建設事業無災害表彰」は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的として、工期が予定されている事業であって、建設業に該当するもののうち、労働者災害補償保険(労災保険)の保険料の概算又は確定額が160万円以上のものに適用し、全工期を通じ業務上の災害が発生しなかった事業場に、厚生労働省労働基準局長による表彰状を授与する制度です。

鳥取労働局では、大和建設(株)とやまこう建設(株)がジョイントベンチャー(JV)で施工した建設工事を無災害で竣工させたことに対し、『「ゼロ災55」無災害運動』の初日である11月7日(金)15時から同局において表彰式を開催し、岡崎淳一厚生労働省労働基準局長からの表彰状を北代昌巳労働基準部長が伝達しました。

建設事業無災害表彰式



左から北代部長、大和建設(株)の民谷徹作所長、やまこう建設(株)の佐々木和也技術主任、同局の木村靖健康安全課長



【事業の内容】

- ・工事名；(仮称)鳥取市医療看護専門学校建設工事(建築工事)
- ・施工者；大和・やまこう特定建設工事共同企業体
- ・工期；平成25年10月1日～平成26年6月25日
- ・工事概要；鉄骨造6階建、建築面積1,021.87㎡

鳥取県の特定最低賃金が 改正されました!!

特定（産業別）最低賃金	時間額（発効年月日）
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	743円 (平成26年12月25日)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	700円 (平成26年12月13日)

ただし、上記産業に該当する事業所で働く労働者のうち、次に掲げる者については、その適用が除外されて、「鳥取県最低賃金【時間額677円（平成26年10月8日発効）】」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

なお、派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

また、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時事業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局労働基準部賃金室（☎0857-29-1705）又は最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット「チェックマン」

「パートタイム労働個別相談会」を 開催します

パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、平成27年4月1日からパートタイム労働法が変わります。

鳥取労働局雇用均等室では、パートで働いている方、パートで働きたい方や事業主の方などを対象として、普段疑問に思っていることなどについて、平成27年1月から3月にかけて県内2箇所で開催する「パートタイム労働法や男女雇用機会均等法を中心とした「個別相談会」を開催します。

・正社員は昇給するのにパートは、何年働いても同じ賃金…



・職場でセクハラを受けて困っている。どうしよう…

・パートから正社員になれないの？

・不都合を理由に退職を勧誘されている。どうしよう…

無料 このような疑問や相談にお答えします!!

詳しくは、鳥取労働局雇用均等室（☎0857-29-1709）までお問合せください。

「均等・両立推進企業表彰」を 募集しています!

厚生労働省では、「職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）」、「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を公募し、表彰しています。

表彰は、「均等推進企業部門」と「ファミリー・フレンドリー企業部門」に分かれており、現在、厚生労働大臣優良賞と都道府県労働局長優良賞及び奨励賞があり、両部門に優れた企業として厚生労働大臣最優良賞があります。

応募期間は、平成27年1月1日から同年3月31日まで（消印有効）で、受賞企業には、毎年10月に表彰します。

「わが社こそは…」と思われる企業の皆様、ぜひご応募ください。

なお、均等推進企業部門への応募に当たっては、ポジティブ・アクションに取り組んでいることを企業の方針として示し、かつ積極的にこれに取り組んでいることを「女性の活躍推進宣言コーナー」又は「ポジティブ・アクション応援サイト」に公表していることが必要となります。

これまでの受賞企業は、次のとおりです。

年度	区分	企業名（所在地）
【均等推進企業部門】		
平成26年度	局長優良賞	㈱井木組（琴浦町）
		㈱鳥取銀行（鳥取市）
平成17年度	局長優良賞	㈱ディー・エム・エス（南部町）
平成15年度	局長優良賞	やまこう建設㈱（鳥取市）
	局長奨励賞	㈱ホテルサンルート米子（米子市）
平成13年度	局長賞	(学) 藤田学院 鳥取短期大学（倉吉市）
【ファミリー・フレンドリー企業部門】		
平成23年度	局長優良賞	(社) 明和会医療福祉センター（鳥取市）
平成17年度	局長賞	鳥取県生活協同組合（鳥取市）
		神鋼JFE機器㈱（倉吉市）
平成16年度	局長賞	㈱江府技術コンサルタント（江府町）
		大山乳業農業協同組合（琴浦町）
平成15年度	局長賞	(社) 鳥取福祉会（鳥取市）
平成14年度	局長賞	㈱山陰放送（米子市）
平成13年度	局長賞	㈱鳥取大丸（鳥取市）
平成12年度	局長賞	グッドヒル㈱（鳥取市）

※企業名等は、表彰時点による。

詳細は、厚生労働省ホームページ(HP)か鳥取労働局HP又は鳥取労働局雇用均等室（☎0857-29-1709）まで!!

会 場	平成27年1月～3月の実施日時
ハローワーク倉吉 (倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎)	第4水曜日 (1/28・2/25・3/25) 11:00～16:00
ハローワーク米子 (米子市末広町311 イオン米子駅前店4階)	第3水曜日 (1/21・2/18・3/18) 12:00～16:00



シンボルマーク「きらら」

『改正労働安全衛生法等セミナー』を開催

労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するための「労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）」が平成26年6月25日に公布され、主な改正7項目が4段階の施行となり、①計画届（法88条1項）の廃止、②電動ファン付き呼吸用保護具については、平成26年12月1日施行。③外国検査・検定機関の登録、④特別安全衛生改善計画制度の創設、⑤受動喫煙防止の努力義務化については、平成27年6月1日施行。⑥ストレスチェック制度の創設については、平成27年12月1日施行。⑦リスクアセスメントの義務化については、平成28年6月までに施行されることになりました。



26.12.9西部会場(米子地方合同庁舎4F大会議室)

鳥取労働局では、この「改正労働安全衛生法」等を説明するセミナーを東・中・西部で追加開催しました。参加申込が多く定員を大幅に超えた東・西部では午前の部をさらに追加して、平成26年12月8日(月)に中部、同月9日(火)に西部、同月17日(水)に東部で計5回開催し、事業場の労務担当者等約160名が参加する中、改正内容の詳細について解説し、また、併せて、労働契約法、改正パートタイム労働法や産業保健活動総合支援事業などについても説明を行い、セミナーの参加者は、改正労働安全衛生法の内容等について理解を深めました。

『平成26年度労働行政関係功労者表彰式』を開催

鳥取労働局では、平成26年12月17日(水)に同局4F大会議室において、「平成26年度労働行政関係功労者表彰式」を開催しました。

労働行政関係功労者表彰は、多年にわたり労働行政の推進に顕著な功績のあった個人又は団体を「勤労感謝の日」である11月23日付けで表彰する制度です。

平成26年度は、厚生労働大臣表彰1名、鳥取労働局長表彰10名が決定し、当日出席された7名に対して、河野純伴鳥取労働局長が表彰状を手渡しました。

また、河野局長からの祝辞の後、受賞者を代表して宮城定幸氏が「この度の受賞者の方々の職責を見ると労働行政の幅の広さを実感し、この受賞を機に初心に振り返りこれまで以上に力を尽くします。」と謝辞を述べられました。

なお、平成26年度労働行政関係功労者表彰の受賞者は、次のとおりです(表彰別・五十音順、敬称略)。

『ホームページ』の利用について

当協会では、ホームページを開設しています。

アクセス(接続)をしていただきますと、各種講習会等の開催案内や有益な情報が入手できます。

アクセスは、「<http://www.totori-rouki.or.jp/>」アドレスを直接入力するか、「鳥取県労働基準協会」を検索する方法でアクセスしてください。月間4,000件程のアクセスがあり、多くの方に利用されています。

サイトマップは次のとおり、『○協会案内、○事業案内、○入会案内、○年間技能講習等計画表、○技能講習、○特別教育、○セミナー・講習等、○受験準備講習及び出張免許試験、○大会等、○ちょっとためになる各種資料等コーナー、○広報紙「鳥取労働基準」、○有益図書用品等ご案内、○労務管理・安全衛生管理無料相談、○安全衛生管理等の講師紹介コーナー、○その他の情報、○関連サイトのリンク、○ボイラータ技士免許等ボイラ協会情報』があります。



また、鳥取労働局のホームページ(アドレス「<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>」)では、月間9,000件程のアクセスがあり、『○重要なお知らせ、○新着情報、○イベント情報、○各種法令・制度・手続き、○事例・統計情報、○法令・様式集、○パンフレット・リーフレット、○報道発表資料など』各サイトや専用バナーから様々な最新情報を入手することができますので、どうぞお気軽にご利用ください。

【厚生労働大臣表彰】

村上 俊夫 (鳥取地方最低賃金審議会会長、
鳥取地方労働審議会委員)

【鳥取労働局長表彰】

遠藤 哲 (労災協力医)
奥谷 誠悟 (鳥取地方労働審議会委員)
駒井 重忠 (労災法務専門員、鳥取紛争調整委員会委員)
白石由美子 (鳥取地方労働審議会委員)
藤田 和寿 (労災協力医)
藤原 義夫 (地方じん肺診査医、労災協力医)
宮城 定幸 (鳥取地方最低賃金審議会委員、
鳥取地方労働審議会委員)
安田 晴雄 (鳥取地方最低賃金審議会委員)
吉岡きよ乃 (鳥取地方労働審議会委員)
吉田 孝博 (鳥取地方労働審議会委員)



平成26年度労働行政関係功労者表彰式

表彰状を手にする受賞者7名【左から村上俊夫氏、奥谷誠悟氏、駒井重忠氏、宮城定幸氏、安田晴雄氏、吉岡きよ乃氏、吉田孝博氏】と河野局長(前列左)並びに鳥取労働局の幹部職員

ワーク・ライフ・バランス 年次有給休暇を計画的に取得して、仕事と生活の調和を図ろう。



休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう！

休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組む必要があります。具体的には、

- ① 経営のトップによる
社内への休暇取得推進の
呼びかけ
 - ② 管理者が
率先して
休暇取得
 - ③ 労働組合などによる
企業、従業員への
働きかけ
- などが考えられます。

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を活用しませんか？

年次有給休暇の計画的付与制度とは

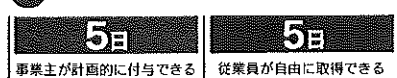
年次有給休暇の付与日数から5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.6ポイント（平成24年）高くなっています。※ この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※就労条件総合調査

1) 導入のメリット

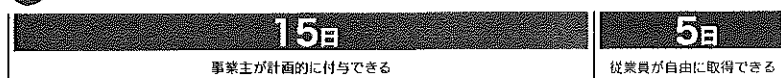
事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員



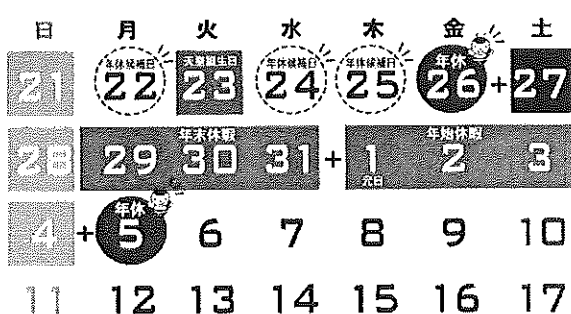
例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員



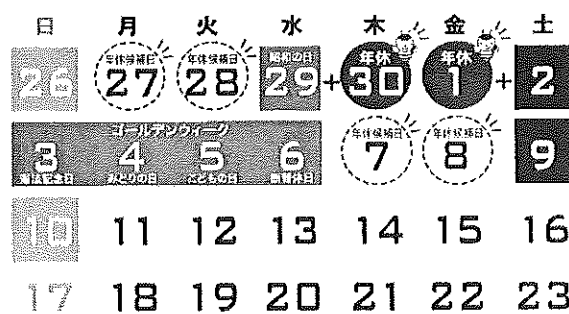
◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 導入例 年末年始・ゴールデンウィークに導入すると？

2014年12月+2015年1月



2015年4月+5月



計画的付与の年次有給休暇などと土日、年末年始やゴールデンウィークの所定休日や祝日などを組み合わせて連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような年休候補日をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに計画的に付与	従業員の個人的な記念日(例：誕生日や結婚記念日)を優先的に充てるなどして活用

【お問合せは、鳥取労働局労働基準部監督課（☎0857-29-1703）又は最寄りの労働基準監督署まで。】

東部支部だより

新年のごあいさつ



(一社)鳥取県労働基準協会東部支部

副支部長 山下 恭史

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

地方においては、なお厳しい経済環境が続いておりますが、会員の皆様並びに関係機関のご支援・ご協力により当支部の各種事業を円滑に推進することができました。厚く御礼申し上げます。

本年も会員の皆様方とともに、「安全管理」、「衛生管理」、「労務管理」に関する各種事業を積極的に展開してまいりますので、なお一層のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2015年 元旦

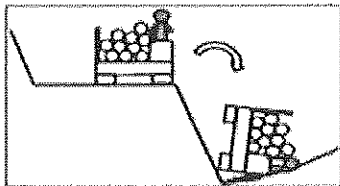
◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部
支 部 長 竹中 由紀夫
副支部長 馬場 進、副支部長 山下 恭史
事務局長 高塚 俊夫、主 事 藤井 涼子

災害から学ぶ。キーワードは「新」。

平成26年の死亡災害に係る緊急要請について

鳥取労働基準監督署管内では、平成26年は死亡災害ゼロを継続しておりましたが、残念なことに10月に1件(1名)発生したことから、鳥取県農林水産部森林・林業振興局長及び鳥取労働基準監督署長の連名により、県内東部地区の林業事業体等に対して、労働災害防止対策のより一層の充実が図られるよう緊急要請いたしました。

今回の死亡災害は、木材を運搬中、林内作業車が林道より約2メートル下に転落し、経験の少ない運転者が死亡するというものでした。



《災害発生状況のイメージ図》

木材伐出機械等による労働災害の防止を図るために、必要な措置が新たに設けられた労働安全衛生規則が平成26年6月1日に施行された中での災害発生でした。

災害から学ぶ留意すべき事項

今回の死亡災害は、林業という特定の業種での災害ですが、他業種でも留意すべき事項を学ぶことができます。

林業においては、人手不足や労働者の高齢化等を背景に高性能機械の導入が進む傾向があり、これと同時に同種機械による災害発生件数も増加する傾向にありました。

そして、これらの背景を受け、労働安全衛生規則が改正されたところでした。人手不足、高齢化、機械化の背景は他業種でも同様の事情があるものと思われます。

新年のご挨拶



鳥取労働基準監督署

署 長 丸 山 裕 毅

新年明けましておめでとうございます。

昨年労働災害発生状況はまだ確定していませんが、当署管内は皆様の力強いご活動により減少傾向で推移しました。そして、ゼロ達成に向けて、当面の被災者数100人未満に手が届くところまで来ています。

本年は、心新たにその目標に向けて仕事をしてまいります。会員各位も、事業所一丸となって「集团的」安全衛生活動を展開し、危険に対しては「ダメダメ」と大きな声を上げる一年として頂きますようご理解とご活動の展開をお願い申し上げます。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成27年 元旦

◆鳥取労働基準監督署 署 長 丸山 裕毅
次 長 今井 敏仁、業務課長 村田 重徳
第一方面主任 長田 光彦、第二方面主任 井上 晃
第三方面主任 長谷川 匡男、安全衛生課長 野口 聡
労災課長 前田 朱美子、ほか職員一同

そこで、留意点として、次の点が上げられます。

キーワードは、①新技術、②新情報、③新規入場者(経験の少ない者)に対する教育です。

- ① 「新」しい機械、技術には、「新」たな危険が内在することを十分認識すること
- ② 機械の使用にあつて、「新」たな法律等の規制がないかを十分に確認すること
- ③ 「新」規入場者(経験の少ない者)に対する十分な教育を行うことが重要となります。

情報収集・教育のポイントは?

昨今は、機械だけではなく、新しい化学物質による健康被害、例えば印刷業における胆管がんの問題も記憶に新しいところですが、これに対応した特定化学物質障害予防規則の改正などが行われました。

事業主、安全衛生担当者は、新しい情報を早期に把握することが重要となります。

情報の収集は、やはりインターネットによるものが早いと思われます。厚生労働省関連では、施策や制度の最新情報をメールマガジンで配信するサービスもあります。

次に、人手不足解消のため、これまで業務歴の少ない労働者を雇入れ業務に従事させる機会が増加していくものと思われます。

経験者にとっては当たり前の危険・有害な状況も経験の少ない者にあつては、その想像すらできないことも少なくありません。

このため、十分時間をかけて教育する必要がある、即戦力を望むあまり性急なOJTを行わないなどにも注意が必要です。

最近の労働相談より

人手不足解消の決め手は年少者？

地方における昨今の労働関係を取り巻く状況は、人口減少や人手不足等の要因により企業にとっては人材の確保と育成が重要な課題となっているものと思われます。

中央では、2020年東京オリンピック・パラリンピックをにらみ、特に建設業において外国人労働者の活用について報道が見られるところです。

この点、鳥取労働基準監督署管内では、年少者の雇用に関する相談が散見されるようになりました。例えば、人手不足解消のため建設現場で働かせたいがどうか？飲食店で夜間働かせたいがどうでしょうか？年少者を雇入れるに当たって親の同意書は必要ですか？などです。

平成25年3月には、鳥取労働基準監督署が年少者を建設現場の足場の組立て作業に従事させた事業主を書類送検する事件も発生しておりますし、平成26年11月には、鳥取警察署が飲食店で年少者を働かせた事業主を逮捕したことが新聞報道されたところです。

ここで、満20歳に満たない者を「未成年者」、満18歳に満たない者を「年少者」、満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者を「児童」といいます。

「児童」については、新聞配達業など一定の事業に係る職業について労働基準監督署長の許可を得た場合に限り使用が可能で、原則、児童の使用は労働基準法で禁止されています。

「年少者」については、時間外労働・休日労働、深夜労働は原則できないこと、就業の制限を受けること、事業場に証明書等を備え付ける必要があること等、その就業に様々な制限を設けて保護を図っています。

《労働基準法における年齢区分と保護規定の適用の有無》

年齢区分	主な保護規定												
	① 労働条件の明示	② 賃金の支払	③ 労働時間	④ 休憩時間	⑤ 休日	⑥ 未成年者の労働契約締結の保護	⑦ 未成年者の賃金請求権	⑧ 年齢証明書の備付け	⑨ 労働時間・休日の制限	⑩ 深夜業務の制限	⑪ 危険有害業務の就業制限	⑫ 坑内労働の禁止	⑬ 帰郷旅費(第64条)
児 童 (満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者)	使用許可時	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
年少者 (満18歳に満たない者)	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
未成年者 (満20歳に達しない者)	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
満20歳以上の者	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用

※1 ①～⑫は次頁以降の項目番号に対応しています。※2 上記の対応する保護規定が適用されます。

「年少者」について、特に注意が必要な「就業の制限を受けること」の主な事項は、以下のようになります。

⑩危険有害業務の制限・坑内労働の禁止

—労働基準法第 62・63 条—

● 次のような危険又は有害業務について、就業が制限又は禁止されます。

- ・重量物の取扱いの業務
- ・運転中の機械等の掃除、検査、修理等の業務
- ・ボイラー、クレーン、2トン以上の大型トラック等の運転又は取扱いの業務
- ・深さが5メートル以上の地穴又は土砂崩壊のおそれのある場所における業務
- ・高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所における業務
- ・足場の組立等の業務
- ・大型丸のこ盤又は大型帯のこ盤に木材を送給する業務
- ・感電の危険性が高い業務
- ・有害物又は危険物を取り扱う業務
- ・著しくじんあい等を飛散する場所又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じん等を飛散する場所又は有害放射線にさらされる場所における業務
- ・著しく高温若しくは低温な場所又は異常気圧の場所における業務
- ・酒席に侍する業務
- ・特殊の遊興的接客業（バー、キャバレー、クラブ等）における業務
- ・坑内における労働

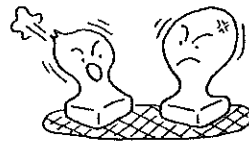
等

先ほど例示しました相談についての回答としては、「建設現場で年少者を働かせることは全く不可能ではありませんが、従事させることができる業務が制限されます。」「飲食店で夜間に年少者を働かせることは、酒席に侍する業務等制限業務に該当する場合はできない。また、深夜時間帯（午後10時から翌午前5時まで）の労働は禁止されます。」「年少者を雇い入れる際、労働契約の締結は本人と締結しなければなりません。民法上、法定代理人たる親権者の同意を得る必要があります。」となります。

年齢確認は「住民票記載事項の証明書」で

年齢の確認ですが、本人の申告によるのではなく、当該労働者の年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならないこととなっており、氏名及び出生の年月日について証明がなされている「住民票記載事項の証明書」を備えることで足りるとされています。

最近は、年少者が年齢を偽って働くケースも散見されますが、戸籍証明書による年齢確認は使用者の義務ですから怠らないようお願いします。



西部支部だより

新年のごあいさつ



(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永 東 康 文

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年西部支部長を拝命し、不慣れな中、会員の皆様のご協力また行政当局のご指導により、各種事業とも計画通りに進めることが出来、心より感謝申し上げます。

本年も労働災害防止活動を基本とし、行政との連携を密にして、各種事業の展開に努めてまいりますので、皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2015年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部

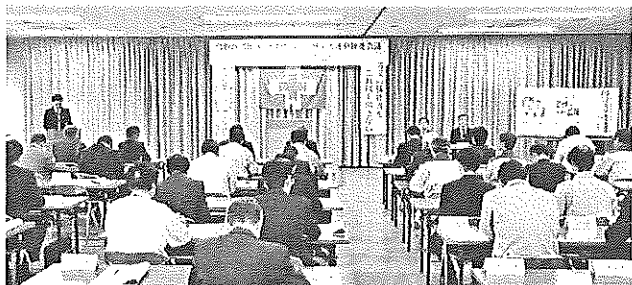
支 部 長 永東 康文

副支部長 奥谷 誠悟、副支部長 松谷 哲也

事務局長 金山 和雄、ほか職員一同

鳥取西部地区「ゼロ災55」無災害運動推進会議 (キックオフ会議)を開催

米子労働基準監督署では、管内の鳥取西部地区における休業4日以上労働災害(平成26年9月末現在)が前年同期に比べて10人(6.4%)増加しており、また、鳥取県内全体の53.3%を占めていることから、労働災害が多発する年末に向けて、鳥取西部地区における労働災害の増加に歯止めをかけるため、平成26年11月7日(金)9時30分より米子食品会館新館1階大ホールにおいて、鳥取西部地区の労働災害防止団体、公共工事発注者、経営者団体等合計40団体・機関(70名)を招集して、『鳥取西部地区「ゼロ災55」無災害運動推進会議(キックオフ会議)』を開催しました。



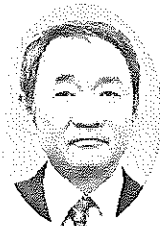
会議では、冒頭、神田署長が「鳥取西部地区の労働災害の増加率は、全国平均を遙かに超えており、関係者の方々には強い危機感を持っていただきたい。」と開会の挨拶を行いました。

続いて、同署の中島章文安全衛生課長から『「ゼロ災55」無災害運動』実施期間中の実施事項として「安全宣言」の実施等、関係者の具体的な取組事項について説明を行いました。



説明する中島課長

新年のご挨拶



米子労働基準監督署

署 長 神 田 哲 郎

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、当行政の運営に格別のご協力を賜り深く感謝します。本年も何卒よろしくお願い致します。

昨年は、労働災害の増加傾向に対応し、5月には「鳥取西部地区緊急労働災害防止対策会議」を開催して、鳥取労働局長が「鳥取西部地区労働災害多発警報」を発令し、鳥取西部地区緊急労働災害撲滅運動を展開してまいりました。さらに、11月には「ゼロ災55」無災害運動の開始に際して、『「ゼロ災55」無災害運動(キックオフ)推進会議』を開催したところであります。

今年も労働災害減少に向けて「安全の見える化」等により災害防止対策のレベルアップを図りたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成27年 元旦

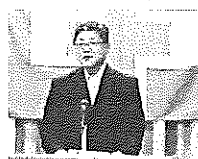
◆米子労働基準監督署 署 長 神田 哲郎

監督課長 角 辰人、安全衛生課長 中島 章文

労災課長 清水 仁志、ほか職員一同

その後、建設工事と林業工事の発注機関を代表して、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所並びに鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局から発注工事等における注意事項について指示が行われました。

続いて、主要業種別に西部地区で他の模範となる積極的な安全衛生活動を展開している事業場7社の代表者から労働災害防止に係る取組事例の紹介、今後の災害防止に向けた決意表明「安全宣言」がそれぞれ行われました。



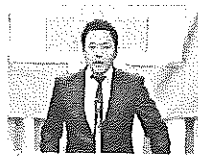
寿製菓(株)の吉田和正
取締役経営管理部長



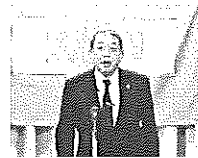
㈱大協組の
小島健二土木部長



だいせん貨物運送(株)の
田中貴之代表取締役



㈱エルフィスの
阿部功平常務取締役



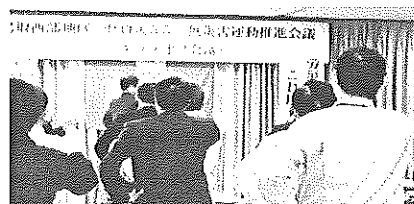
㈱米子高島屋の長谷
川伸一取締役副店長



㈱だいせんリゾートの
大田昌雄シニアマネージャー



日本郵便(株)米子郵便局
の細貝俊之総務部長



最後に、参加者全員で力強く指差し唱和で「ゼロ災55」無災害運動期間中の無災害を誓い、閉会としました。

中部支部だより

新年のごあいさつ



(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

支部長 井 木 久 博

新年あけましておめでとうございます。謹んで会員並びに行政ご当局の皆様へ新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は「アベノミクス」に暮れた感の一年でありましたが、特に12月には衆議院選挙もあり、慌ただしさが一段と加速した感がありました。「地域創生」「経済成長」が高らかに謳われていますが、人口減少・人手不足も深刻さを増しています。人を大切にしている企業の存続であります。協会設立の原点を見つめながら、希望の新春としてスタートしたいと思っております。本年もより一層の安全衛生水準の向上と無事故無災害を期して頑張りましょう。

本年もどうぞ皆様のご指導・ご鞭撻を宜しくお願い致します。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2015年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部

支 部 長 井 木 久 博

副支部長 山本 安男、副支部長 泉谷 雅人

事務局長 谷口 茂、主 事 谷川 妙香

年次有給休暇はありますか？

「うちの会社には有給休暇制度はない。」と言われたという相談が、よく労働基準監督署に寄せられます。年次有給休暇は要件を満たせば、正社員、パート、アルバイトを問わず、全ての労働者に与えられるものです。年次有給休暇の発生要件は、「入社から6か月間」又は「有給休暇発生日から1年間」で「出勤日の8割以上に出勤する。」ことです。週所定労働日数等に応じて発生する年次有給休暇の日数は変わりますが、週所定労働日数が5日以上の労働者の場合、発生する年次有給休暇の日数は下表のとおりであり、労働者は、発生から2年間取得することができます。また、年次有給休暇は、原則、労働者が指定した所定労働日に与えなければなりません。「事業の正常な運営を妨げる場合」にのみ、年次有給休暇の指定時季変更が認められますが、退職日までの期間全て年次有給休暇とするなど、労働者が指定した日以外の所定労働日に指定時季を変更することができない場合には、時季変更を行うことはできません。

年次有給休暇は心身の疲労の回復、仕事と生活の調和を図るための制度です。制度の趣旨をご理解いただき、年次有給休暇の取得促進を図っていただきますよう、よろしくお願い致します。

●週所定労働日数が5日以上又は週所定労働時間が30時間以上の労働者

継続勤務年数(年)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数(日)	10	11	12	14	16	18	20

新年のご挨拶



倉吉労働基準監督署

署 長 平 井 美 敏

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、中部地区で労働災害が増加しましたが、特に、墜落・転落災害の増加が顕著でありました。

本年は、基本的な安全対策の徹底と、安全の「見える化」を推進し、労働災害の撲滅を図ることを最重点に、労働条件の確保対策、労災保険の迅速・適正な業務推進など、安全・安心な職場づくりに取り組んでまいります。

会員の皆様には、行政の推進にご協力をお願いいたしますとともに、不明な点などがありましたら、気軽に日照会いただくなど、当署を活用していただきますよう、お願いいたします。

本年もよろしく願い申し上げます

平成27年 元旦

◆倉吉労働基準監督署 署 長 平井 美敏

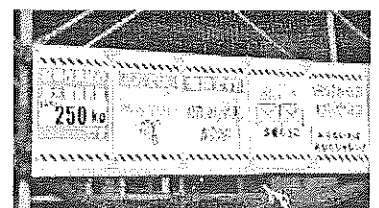
監督・安衛課長 宮本 靖大、労災課長 長谷川 徹
ほか職員一同

～「ゼロ災55」無災害運動 安全パトロール～

中部地区では、平成26年11月末現在、休業4日以上死傷者数が71人であり、前年同期に比べ8人(12.7%)増加しています。特に、墜落・転落災害は18人で、前年同期比10人(125%)の大幅増加となっています。

このため、倉吉労働基準監督署では、墜落・転落災害を始めとする労働災害の撲滅を目指し、本運動期間の中間である12月4日(木)に安全パトロールを実施しました。

冒頭、平井署長から作業を行う方全員に対し、「特に墜落・転落災害が増加していること、ルールを守って安全に作業を行い、ゼロ災害を達成すること」を呼びかけました。次に、施工業者を代表して(株)井本組の建築工事部長から『「ゼロ災55」無災害運動と労働災害防止の取組』の呼びかけがあり、その後、施工業者の所長から工事概要と災害防止上特に注意している点の説明を受け、パトロールを実施しました。当現場では、第三者災害、墜落災害、落下物災害の防止を特に重点とした活動を展開するほか、立入禁止区域の明示、安全帯、脚立の使用等について分かりやすく表示するなど、安全の「見える化」にも積極的に取り組んでいることを確認しました。



【パトロール現場】

○工事名；鳥取看護大学新築工事

○施 工；井木・馬野・向井・共栄JV（建築）、
山崎商会・新陽電気JV（電気設備）、
大和設備倉吉・クラエーJV（機械設備）